

2023年1月27日

各位

上場会社名 株式会社商船三井
代表者名 代表取締役社長執行役員
橋本 剛
(コード：9104)
問合せ先責任者 コーポレートコミュニケーション部長
園田 早苗
(TEL. 03-3587-6224)

**2022年6月21日開催 2021年度定時株主総会における
議決権行使結果に対する分析・対応について**

当社は、2022年6月21日開催の定時株主総会において、第7号議案「社外取締役を含む非業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」を上程致しました。当該議案は可決されたものの賛成率が84.09%に留まりました。当社はこの結果について、コーポレートガバナンス・コード（補充原則1-1①）に則り、反対の理由を整理し、今後の対応策について検討致しました。2023年1月27日付で取締役会報告がなされましたので下記の通りお知らせします。

記

1. 反対の主な要因

当社でも採用しております監査役会設置会社型の企業においては、指名委員会等設置会社を採用する企業と比べて取締役会の性格がマネジメントボード型になる傾向が見られ、監督側である非業務執行取締役へ株式報酬を付与する事による、株価最大化のための執行への介入などの懸念があった事が、反対意見の主な要因であると分析します。

2. 分析の結果を受けた今後の対策

今般導入致しました非業務執行取締役への株式報酬制度は、「業績連動型ではなく固定型であるため、短期的な業績の改善よりも株価向上につながる中長期的な企業価値の向上に非業務執行取締役の関心が向きやすい」、「株式部分は報酬総額の10%相当の金銭を原資として支給される為、業績の向上が当該期の報酬総額の上昇に直結するものではない」という特徴があります。本制度は、株主様との価値共有をより進めることを第一の目的としていますが、

ご懸念のような事態が起こらぬよう、監査役による点検も行うように致します。
当社は今後とも株主・投資家の皆さまからご理解とご支援をいただけるよう、対話を続けてまいります。

注：「コーポレートガバナンス・コード補充原則1-1①」

1-1① 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

以 上